

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 7 - 関東 1 - 1

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年 2 月27日

【会社名】 株式会社ニッスイ

【英訳名】 Nissui Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 田 中 輝

【本店の所在の場所】 東京都港区西新橋一丁目 3 番 1 号

【電話番号】 東京03(6206)7037

【事務連絡者氏名】 経営企画IR部IR課長 梅 村 国 彦

【最寄りの連絡場所】 東京都港区西新橋一丁目 3 番 1 号

【電話番号】 東京03(6206)7037

【事務連絡者氏名】 経営企画IR部IR課長 梅 村 国 彦

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】 10,000百万円

【発行登録書の内容】

提出日	2025年 9 月12日
効力発生日	2025年 9 月20日
有効期限	2027年 9 月19日
発行登録番号	7 - 関東 1
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 50,000百万円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
-	-	-	-	-
実績合計額(円)		なし (なし)	減額総額(円)	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

【残額】 (発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 50,000百万円
(50,000百万円)

(注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額
(下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項はありません。

【残高】 (発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額) - 円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	株式会社ニッスイ第1回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（ブルー・ネイチャーボンド）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額(円)	金10,000百万円
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	金10,000百万円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年1.908%
利払日	毎年3月5日及び9月5日
利息支払の方法	1．利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債を償還すべき日（以下「償還期日」という。）までこれをつけ、2026年9月5日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月5日及び9月5日に各々その日までの前半か年分を支払う。ただし、半か年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半か年の日割でこれを計算する。 (2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 償還期日後は利息をつけない。 2．利息の支払場所 別記「(注)11.元利金の支払」記載のとおり。
償還期限	2031年3月5日
償還の方法	1．償還金額 各社債の金額100円につき金100円 2．償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、2031年3月5日にその総額を償還する。 (2) 償還期日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、法令または別記「振替機関」欄に定める振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に別途定められる場合を除き、いつでもこれを行うことができる。 3．償還元金の支払場所 別記「(注)11.元利金の支払」記載のとおり。
募集の方法	一般募集

申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2026年2月27日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2026年3月5日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	1. 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社が国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）のために、担保提供（当社の所有する資産に担保権を設定する場合、当社の所有する特定の資産につき担保権設定の予約をする場合及び当社の特定の資産につき当社の特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。）を行う場合には、本社債のために担保付社債信託法に基づき、当該資産の上に同順位の担保権を設定する。 2. 当社が、本欄第1項により本社債のために担保権を設定する場合には、当社は、直ちに登記その他必要な手続きを完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。
財務上の特約(その他の条項)	本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。

（注）1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社格付投資情報センター（以下「R & I」という。）からA（シングルA）の信用格付を2026年2月27日付で取得している。

R & Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR & Iの意見である。R & Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R & Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R & Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R & Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR & Iが判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

一般に投資にあたって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。

本社債の申込期間中に本社債に関してR & Iが公表する情報へのリンク先は、R & Iのホームページ（<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>）の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R & I：電話番号 03-6273-7471

2. 振替社債

(1) 本社債は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受け、別記「振替機関」欄に定める振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとする。

(2) 社債等振替法に従い本社債の社債権者が社債券の発行を請求することができる場合を除き、本社債にかかる社債券は発行されない。

3. 社債管理者の不設置

本社債には会社法第702条ただし書に基づき、社債管理者は設置されておらず、社債権者は自ら本社債を管理し、または本社債にかかる債権の実現を保全するために必要な一切の行為を行う。

4. 財務代理人並びに発行代理人及び支払代理人

(1) 当社は、株式会社みずほ銀行を財務代理人として本社債の事務を委託する。

(2) 本社債にかかる発行代理人業務及び支払代理人業務は、財務代理人が行う。

(3) 財務代理人は、社債権者に対していかなる義務または責任も負わず、また社債権者との間にいかなる代理関係または信託関係も有しない。

(4) 財務代理人を変更する場合には、当社は事前に本(注)6.に定める方法により社債権者に通知する。

5. 期限の利益喪失に関する特約

(1) 当社は、次の各場合のいずれかに該当したときは、直ちに本社債について期限の利益を喪失する。

当社が別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背したとき。

当社が別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背し、5銀行営業日を経過してもこれを履行または解消することができないとき。

当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項の規定に違背したとき。

当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当社以外の社債またはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が5億円を超えない場合は、この限りではない。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または取締役会において解散(合併の場合を除く。)の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

(2) 前号の規定により本社債について期限の利益を喪失した場合は、当社は直ちにその旨を本(注)6.に定める方法により公告する。

6. 公告の方法

本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがあるときを除き、当社定款所定の電子公告によりこれを行う。ただし、事故その他やむを得ない事情によって電子公告による公告をすることができない場合は、当社定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。)に掲載することによりこれを行う。

7. 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

8. 社債要項の変更

(1) 本社債の社債要項に定められた事項(ただし、本(注)4.(1)に定める事項を除く。)の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要するものとし、さらに当該決議にかかる裁判所の認可を必要とする。

(2) 裁判所の認可を受けた前号の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。

9. 社債権者集会に関する事項

(1) 本社債及び本社債と同一の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債(以下「本種類の社債」と総称する。)の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本(注)6.に定める方法により公告する。

(2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。

(3) 本種類の社債総額(償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上に当たる本種類の社債を有する社債権者は、当社に対し、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を提示したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

10. 費用の負担

以下に定める費用は当社の負担とする。

(1) 本(注)6.に定める公告に関する費用

(2) 本(注)9.に定める社債権者集会に関する費用

11. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って支払われる。

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号	7,000	1. 引受人は本社債の 全額につき共同し て買取引受を行 う。 2. 本社債の引受手数料 は各社債の金額100 円につき金40銭と する。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号	3,000	
計	—	10,000	—

(2) 【社債管理の委託】

該当事項はありません。

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
10,000	52	9,948

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額9,948百万円は、2026年3月末までに、全額を当社連結子会社への投融資資金に充当する予定です。当該連結子会社は、全額を別記「募集又は売出しに関する特別記載事項」に記載の「ブルー・ネイチャーファイナンス・フレームワーク」の適格クライテリアを満たすプロジェクト（黒瀬ぶり養殖事業及びFIVE STAR(サーモン)養殖事業）に対する既存支出のリファイナンスに充当する予定です。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

ブルー・ネイチャーボンドとしての適格性について

当社は、本社債をブルー・ネイチャーボンドとして発行するにあたり、「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2025」（注1）、「グリーンローン原則（Green Loan Principles）2025」（注2）、「グリーンボンドガイドライン（2024年版）」（注3）、「グリーンローンガイドライン（2024年版）」（注4）、「A Practitioner's Guide for Bonds to Finance the Sustainable Blue Economy」（注5）及び「Sustainable Bonds for Nature: A Practitioner's Guide」（注6）に則したブルー・ネイチャーファイナンス・フレームワーク（以下「本フレームワーク」という。）を策定し、これら原則等との適合性について、R & I からセカンドオピニオンを取得しております。

なお、本フレームワークに係るセカンドオピニオンを取得するにあたって、環境省の「令和7年度グリーンファイナンスの普及・拡大促進事業（環境保全対策関連部門）」（注7）の補助金交付対象となることについて、発行支援者であるR & I は、一般社団法人環境パートナーシップ会議より交付決定通知を受領しています。

（注1）「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2025」とは、国際資本市場協会（以下「ICMA」という。）が公表したグリーンボンドの発行に係るガイドラインをいい、以下「グリーンボンド原則」といいます。

（注2）「グリーンローン原則（Green Loan Principles）2025」とは、ローン市場協会（LMA）、アジア太平洋地域ローン市場協会（APLMA）及びローンシンジケーション＆トレーディング協会（LSTA）により策定された環境分野に用途を限定する融資のガイドラインをいい、以下「グリーンローン原則」といいます。

（注3）「グリーンボンドガイドライン（2024年版）」とは、グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に環境省が策定・公表したガイドラインをいいます。

（注4）「グリーンローンガイドライン（2024年版）」とは、グリーンローン原則との整合性に配慮しつつ、借り手、貸し手その他の関係機関の実務担当者がグリーンローンに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンローンを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が策定・公表したガイドラインをいいます。

（注5）「A Practitioner's Guide for Bonds to Finance the Sustainable Blue Economy」とは、ICMA、国際金

融公社（IFC）、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）、国連グローバル・コンパクト（UNGC）及びアジア開発銀行（ADB）が、グリーンボンド原則等に基づき、ブルーボンドの発行に関わる主要な構成要素、環境への影響を評価する方法等に関する情報を提供するために策定・公表した国際的な実務者ガイドをいいます。

（注６）「Sustainable Bonds for Nature: A Practitioner's Guide」とは、ICMAが、グリーンボンド原則等に基づき、ネイチャーボンドの発行に関わる主要な構成要素、環境への影響を評価する方法等に関する情報を提供するために策定・公表した国際的な実務者ガイドをいいます。

（注７）「令和７年度グリーンファイナンスの普及・拡大促進事業（環境保全対策関連部門）」とは、グリーンボンド等を発行しようとする企業や地方公共団体等に対して、外部レビューの付与、グリーンボンド等フレームワーク整備のコンサルティング等により支援を行う登録支援者に対して、その支援に要する費用を補助する事業です。対象となるグリーンボンド等の要件は、調達資金の100%がグリーンプロジェクトに充当されるものであって、以下の（１）から（４）の全てを満たすものとなります。

- （１）発行時点において、調達資金の50%以上が国内の脱炭素化以外のグリーンプロジェクト（気候変動適応、資源循環分野、生物多様性・自然資本分野等）に充当されるまたは調達資金の用途となるグリーンプロジェクト件数の50%以上が国内の脱炭素化以外のグリーンプロジェクトであること。
- （２）グリーンボンド等のフレームワークがグリーンボンドガイドラインに準拠することについて、発行までに外部レビュー機関により確認されること。
- （３）フレームワークが発行までに公表済みであること。
- （４）「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」に整合し、トランジションファイナンスとして資金調達するものではないこと。

ブルー・ネイチャーファイナンス・フレームワークについて

１．調達資金の使途

ブルー・ネイチャーファイナンスにより調達された資金は、以下の適格プロジェクトに対する新規支出及びリファイナンスに充当する予定です。なお、リファイナンスの場合は、ブルー・ネイチャーファイナンスの実行から遡って36ヶ月以内に実施した支出に限ります。

適格プロジェクト	完全養殖かつASC、MEL等の生物多様性・生態系に配慮した認証を取得済みもしくは同認証基準相当を満たす持続可能な養殖事業に係る支出 （設備投資、研究開発、運営、保守・管理、改修、出資、融資等）	
適格プロジェクト例	・黒瀬ぶり 養殖事業 ・FIVE STAR(サーモン) 養殖事業	
適格プロジェクト分類	ブルー	ネイチャー
	持続可能な海洋パリュチェーン/ 持続可能な海上輸送	持続可能な水産養殖
	グリーン	
	自然資源・土地利用の持続可能な管理/汚染の防止と管理	

２．プロジェクトの評価と選定のプロセス

調達資金を充当する適格プロジェクトは、経理部が関連部署と協議を行い、適格プロジェクトの要件への適合状況に基づいて選定し、取締役会が最終決定します。なお、認証を取得しないプロジェクトを適格プロジェクトとする場合は、同認証基準相当を満たす持続可能な養殖事業であることを社内基準に沿って確認します。

また、充当プロジェクトの選定にあたっては、環境・社会的リスク低減のために、以下について対応しています。

- ・国もしくは事業実施の所在地の地方自治体にて求められる環境関連法令等の遵守と、必要に応じた環境への影響調査の実施
- ・事業実施にあたり地域住民への十分な説明の実施
- ・サステナビリティ行動宣言、環境憲章、人権方針などに沿った水産物資源調達、環境汚染の防止、労働環境・人権への配慮の実施

３．調達資金の管理

調達資金は、経理部が充当・管理を行います。調達額と同額が適格プロジェクトに充当されるよう、社内システム・帳票を用いて年次で追跡・管理します。また、調達資金を適格プロジェクトに充当するまでの間は、現金または現金同等物にて管理します。

４．レポーティング

ブルー・ネイチャーファイナンスによる調達資金の適格プロジェクトへの充当状況及び環境改善効果について、当社ウェブサイト等にて開示します。なお、調達資金が充当された後に大きな資金状況の変化が生じた場合は、適時に開示します。

資金充当状況レポーティング

調達資金が全額充当されるまでの間、適格プロジェクトへの資金充当状況に関する以下の項目について、守秘義務の範囲内かつ合理的に実行可能な限りにおいて、年次でレポーティングする予定です。

- ・適格プロジェクトへの充当額
- ・未充当額と充当予定時期
- ・調達資金のうちリファイナンスに充当された部分の概算額（または割合）

インパクトレポーティング

調達資金の残高がある限り、適格プロジェクトによる環境改善効果に関する以下の項目について、守秘義務の範囲内かつ合理的に実行可能な限りにおいて、年次でレポーティングする予定です。

適格プロジェクト	レポーティング項目
持続可能な養殖事業	・プロジェクト概要（海洋生態系の回復と保全、海洋汚染の防止に係る取り組み等を含む） ・生産出荷量

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第110期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）2025年6月26日関東財務局長に提出

2 【半期報告書】

事業年度 第111期中（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）2025年11月13日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2026年2月27日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年7月1日に関東財務局長に提出

4 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2026年2月27日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第16号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年12月16日に関東財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2026年2月27日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を2026年1月22日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（2026年2月27日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社ニッスイ 本店
（東京都港区西新橋一丁目3番1号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部 【保証会社等の情報】

該当事項はありません。